

平成28年度

船橋市病院事業会計予算

議案第10号

平成28年度船橋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	449床				
(2)	年	間	患	者	数			
		入	院	135,017人				
		外	来	226,856人				
(3)	1	日	平	均	患	者	数	
		入	院	370人				
		外	来	918人				

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入				
第1款	病	院	事	業	収	益	15,745,000千円
第1項	医	業	収	益	14,132,100千円		
第2項	医	業	外	収	益	1,284,700千円	
第3項	特	別	利	益	328,200千円		
		支	出				
第1款	病	院	事	業	費	用	15,745,000千円
第1項	医	業	費	用	15,310,800千円		
第2項	医	業	外	費	用	319,200千円	
第3項	特	別	損	失	85,000千円		
第4項	予	備	費	30,000千円			

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額488,400千円は、減債積立金351,600千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額178千円及び過年度分損益勘定留保資金136,622千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		681,600千円
第1項	企業債		150,000千円
第2項	負担金		531,500千円
第3項	固定資産売却代金		100千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,170,000千円
第1項	建設改良費		286,900千円
第2項	企業債償還金		883,100千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	150,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,870,220千円

(2) 交際費 250千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,729,900千円と定める。

平成28年2月19日提出

船橋市長 松戸 徹

